

所得の低い方が施設を利用した場合

所得が低い方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となり、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

■利用者負担のめやす(1日あたり)

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円 令和3年8月から 1,000円
						令和3年8月から 第3段階② // 120万円超の方

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の従来型個室の負担限度額です。

利
用
料



下記のA・Bのいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

A：住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者・内縁の配偶者が住民税課税の場合

B：住民税非課税世帯（別世帯の配偶者・内縁の配偶者も非課税）でも、預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

Bについては、令和3年8月から預貯金などの基準が利用者負担段階ごとに設定されます。

- 第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合



★制度が変わります！

令和3年8月から、第3段階が細分化され、食費の負担限度額が変わります。